

本庁と区役所の在り方について

令和5年（2023年）12月18日
熊本市 地域政策課

- 1 堺市をはじめとした他都市における基本方針の紹介
 - (1) 堺市における基本方針策定の趣旨・経緯
 - (2) 堺市における基本方針概要
 - (3) 他都市における本庁と区役所の在り方

 - 2 本市における本庁と区役所機能の役割分担について
 - (1) 熊本市における基本方針策定の趣旨・経緯
 - (2) 熊本市における基本方針概要
- ※参考
- ① 区役所の法的な位置づけ
 - ② 区役所の分掌事務・区長への事務委任
 - ③ 本市における区役所各組織の主な取扱業務

1 堺市をはじめとした他都市における基本方針の紹介 (1) 堺市における基本方針策定の趣旨・経緯

堺市では、令和5年(2023年)3月に区役所と本庁の役割を明確化し、住民に最も身近な区役所の在り方を整理するため、「区役所と本庁のあり方基本方針」を策定した。 ※詳細は参考資料1 参照

(1) 策定の趣旨・背景

- ・人口減少や高齢化の進行等を背景に、地方自治体の行財政運営を取り巻く環境は非常に厳しくなり、さらにはICTの進展や新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、住民の価値観や暮らしが大きく変容した。



- ・区役所においては、社会経済情勢の変化に即した区政運営を効果的・効率的に行っていく必要性あり。



- ・区役所が将来にわたって持続的に区政を推進できるよう、区役所と本庁の役割分担を踏まえ、今後の区役所に求められる機能を整理し、区局連携の観点も重視しながら「区役所と本庁のあり方基本方針」を策定。

(2) 策定までの経緯

- ・令和2年度(2020年度)10月・・・区政推進プロジェクトチーム 設置
⇒区役所の機能強化を図るため、副市長をリーダーに、区役所と市民人権局を中心として関係各局のメンバーで構成。区役所に必要な機能やあり方等について検討。
- ・令和2年度(2020年度)
⇒事務負担の軽減や事業執行の改善を図るため、区域まちづくり事業の区局連携分予算を区役所から事業所管局(建設局)へ移管。
- ・令和3年度(2021年度)
⇒区役所が担う業務について検討するため、区役所への事務移譲及び本庁への事務集約が可能と考えられる複数の事務を集約。
- ・令和4年度(2022年度)4月・・・「区役所と本庁のあり方基本方針(骨格案)」策定
- ・令和4年度(2022年度)3月・・・「区役所と本庁のあり方基本方針～政令指定都市・堺としての区役所のあるべき姿～」策定

1 堺市をはじめとした他都市における基本方針の紹介 (2) 堺市における基本方針概要

(1) 本庁の役割



【市政の方向性決定】

- ・持続可能な行政経営の実現と住民満足度の向上を両輪とした、あるべき市政の方向性決定

【基本計画の推進】

- ・各区の住民ニーズ、地域の課題等を統合した分析及び堺市の事業・業務の総覧したうえでの各基本計画等の実現に向けた取組

【区役所との連携】

- ・全市的な視点に立って市全体で均一なサービスを行う必要のある施策、事業、法定事務を中心とした公平性や安定性が求められる業務に関する、本庁による統括及び区役所と連携した実効性の確保
- ・住民の安全、安心にとって脅威となる大規模災害等への対応や区の実情、特性に応じた区役所独自の取組に対する全庁一丸となった取組

(2) 区役所の役割

【住民(地域)の課題把握と解決】

- ・住民等地域の声を広く直接受け止め、住民ニーズや地域の課題を的確に把握しての迅速な対応、解決

【魅力ある地域の共創】

- ・快適な社会を追求し、地域の特性に応じた取組の推進
- ・住み続けたい、住んで良かったと実感できる地域社会の共創

【誰一人取り残さない行政サービスの提供】

- ・ICTを積極的に活用し、生活に密着した行政サービスの住民各自のライフスタイルに合わせた効果的・効率的な提供
- ・高齢者等のデジタルディバイド解消に向けた、本庁等と連携しながらの住民に寄り添った支援
- ・住民や地域を構成する様々な主体とともにつくる、本庁等と連携しながらの、災害に強い地域づくり



1 堺市をはじめとした他都市における基本方針の紹介 (3) 他都市における本庁と区役所の在り方

(1) 千葉市



ア 本庁の事務

⇒基本計画の策定及び全庁的な広域的・統一的処理等を要する事務など

イ 区役所の事務

⇒地域住民の日常生活に密着した対人・対物サービスに関する事務など、市政の第一線機関としての事務

- ・市民生活に密着したサービスの効率的・効果的な提供
- ・区民ニーズや地域課題に対する、即応的・主体的な取組の展開
- ・区民や地域が主体となり、地域の個性を生かしたまちづくりの推進
- ・市政情報の積極的な発信及び区民ニーズや地域課題を把握しての市の施策への反映



※千葉市政令指定都市移行準備推進会議第一次報告 (S61)
区における総合行政の推進に関する要綱 (H24.6施行)

(2) 北九州市



【区役所の基本的役割】

- ・区の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進する役割
- ・地域のコミュニティ活動を積極的に支援する役割
- ・市民に身近な行政サービスを効果的・効率的に提供する役割
- ・市民のニーズを把握して市政に反映する役割



※今後の区役所のあり方に関する検討報告書 (H28.3)

2 本市における本庁と区役所機能の役割分担について (1) 熊本市における基本方針策定の趣旨・経緯

本庁と区役所の役割分担や連携体制の在り方等について、本市では平成27年(2015年)3月に基本的な考え方をまとめた「区役所等の在り方等に関する基本方針」を策定している。 ※詳細は参考資料2 参照

(1) 策定の趣旨・背景

- ・ 政令指定都市に移行し、区役所を設置した後、区役所運営に関する様々な課題が見えてきた。
ex.) 本庁主務課と区役所の連携不足、市民サービス窓口（出張所等）の配置バランスが不適切、まちづくりの支援体制が不十分 等
- ・ 効率的・効果的な行政運営を図る必要がある中、自主自立のまちづくりを進めていくために、住民に最も身近な行政機関である区役所の機能や役割を改めて整理する必要あり。
- ・ 本庁と区役所の役割分担や連携体制のあり方、出張所等の再編を含めたサービス提供体制の見直し、まちづくり支援機能の充実に向けた具体策などについての基本的な考え方をまとめた「区役所等の在り方に関する基本方針」を策定。

(2) 策定までの経緯

- ・ 平成26年（2014年）5月8日～5月21日・・・市民1万人を対象としたアンケート実施（有効回答数：4,871）
⇒アンケート内容：窓口サービスの利用状況、窓口適正配置で考慮すべき視点、まちづくり活動への参加状況や行政支援の認知状況
- ・ 平成26年（2014年）5月～11月・・・第1回～第5回「熊本市区役所等の在り方に関する検討会」での審議・検討（答申：H26.12.10）
⇒学識経験者、社会福祉協議会評議員、医療関係者、公募委員等で構成された市長の附属機関
今後の区役所等の在り方に関する基本的考え方や、今後の取り組みにあたって配慮すべき事項について審議
- ・ 平成26年（2014年）10月・・・市内の公民館等17会場で「わくわ区ワークショップ ～区役所に関する意見交換会～」の開催
⇒参加した市民と職員がテーブルを囲みながら、当時の区役所の印象や、これからの区役所に期待すること等について意見聴取
- ・ 平成27年（2015年）1月26日～2月16日・・・パブリックコメント実施（意見提出数：2名[4件]）
- ・ 平成27年（2015年）3月・・・「区役所等の在り方に関する基本方針」策定

2 本市における本庁と区役所機能の役割分担について (2) 熊本市における基本方針概要

(1) 本庁の役割⇒管理調整機能及び広域行政機能

- ・ 市政全般の企画や広報、国、県との連絡調整
- ・ 税制や財政運営などの都市経営
- ・ 人事、組織管理などの内部管理
- ・ 地域経済の振興、環境保全、教育の推進といった全市的施策の政策立案・実施
- ・ 市民生活、福祉分野における窓口サービスの平準化 等

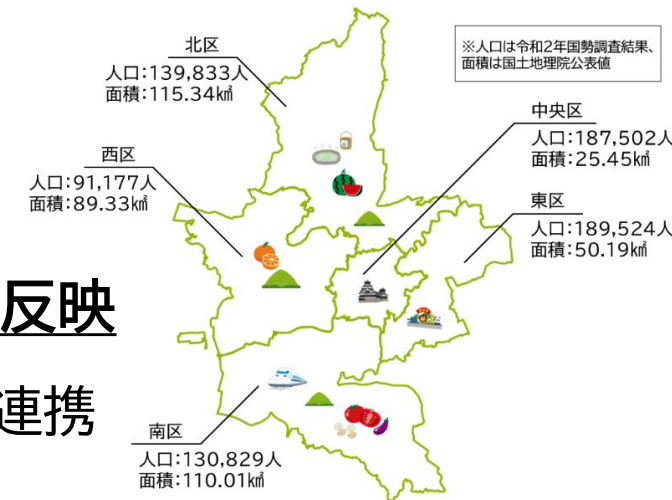


(2) 区役所の役割⇒身近なサービスの直接提供、自主自立のまちづくりの支援

- ・ 戸籍、住民票等各種証明書の発行や、健診等の健康、福祉サービスなどの住民サービス
- ・ 地域住民と協働した、区におけるまちづくりの推進
- ・ 地域コミュニティの活性化促進及び自主自立のまちづくりの支援
- ・ 住民と市役所のつなぎ役としての情報の収集、発信 等

(3) 本庁と区役所の連携⇒公平公正なサービス提供と市民ニーズの反映

- ・ どの区役所でも同水準でサービスを提供するための本庁と区役所との連携
- ・ 区役所間の情報交換及び職員の資質向上
- ・ 区役所における市民ニーズの把握及び本庁と連携しての施策、事業への反映



※参考① 区役所の法的な位置づけ

指定都市では、法令（地方自治法、同施行令等）や条例（熊本市区の設置等に関する条例）等に基づき、その区域において区を設けることが可能となっている。

(1) 地方自治法

(区の設置)

第252条の20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。 ※ 以下略

(2) 熊本市区の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づき、区の設置、区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務について必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

中央区 東区 西区 南区 北区 ※以下略

※参考② 区役所の分掌事務・区長への事務委任

区役所の事務権限については、個別法や条例等において分掌する事務が定められている。

(1) 個別法に基づき区が処理することとされているもの

- ・戸籍事務（戸籍法）
- ・住民基本台帳事務（住民基本台帳法）
- ・選挙管理委員会関係事務（公職選挙法）
- 等

(2) 条例に基づき区が分掌するとされているもの

「熊本市区の設置等に関する条例」により、以下の事務については区が分掌するとされている（第5条）。

- ① 区のまちづくりに関すること
- ② 区の住民生活に関すること
- ③ 区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること
- ④ 法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること

(3) 規則に基づき区が分掌するとされているもの

- ・「熊本市区長事務委任規則」により、以下の事務については区長に委任するとされている（第2条）。
 - ① 埋葬又は火葬の許可に関すること（その区の区役所又はその出張所に届出等があった死亡者に係るものに限る。）。)
 - ② 登録印鑑の証明に関すること（その区の区役所に住民票が備え付けられている者に係るものに限る。）。)
 - ③ 法令の規定により区長が行う事務に関連する諸証明に関すること。
- ・「熊本市福祉事務所事務分掌規則」において、福祉事務所は区役所の所管とすることとしている（第2条）。

※参考③ 本市における区役所各組織の主な取扱業務

区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに、区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担っている。また、総合出張所では区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行っている。

組織	主な取扱業務
総務企画課 〔区選挙管理委員会事務局〕	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可、区選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関すること など
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行） など
まちづくりセンター	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援、生涯学習支援に関すること など
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室※1・ 天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、こども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務
福祉課 〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談 など
保護課 〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付 など
土木センター	道路・河川・公園等の維持管理、道路関係証明の発行 など
税務室 (※2)	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行 など